

1 高齢者在宅生活あんしん事業とは

在宅における見守り事業を一体的に提供することにより、高齢者が在宅で安心して暮らし続けることができるよう支援することを目的とした事業です。以下のサービスから組み合わせご利用いただけます。

(1) 緊急通報システム（裏表紙をご覧ください）

無線発信機のボタンを押すことにより、緊急時に警備員の駆けつけと救急車の要請ができます。また、事故発生のおそれがあると確認された場合、通報がなくても警備員が自宅に駆けつけ状況確認します。

- 24時間365日コールセンターの看護師に健康相談ができます。
- 月1回、コールセンターより状況確認の連絡をします。
- サービス開始前に自宅の鍵をお預かりします（またはキーボックス対応）。
- 介助目的での警備員の駆けつけはできません。

(2) 生活リズムセンサー

自宅での動きの回数が一定に満たない場合に、警備員が自宅に駆けつけ状況確認します。

- 外出するときは、付属の鍵ホルダーを持ち出すことでセンサーの動きが止まります。

(3) 定期訪問（訪問支援事業）

訪問支援協力員（区民ボランティア）が週1回程度、自宅に訪問します。

- ご希望により玄関先での声かけや、外からの見守り（郵便受けや雨戸の状況の確認）などの方法で、安否確認を行います。
- お約束した日にお会いできない場合は、「不在連絡票」を投函し、不在の旨を地域包括支援センターに連絡します。また、郵便受けがたまっているなど、様子に異変がみられるときも連絡をします。連絡を受けた地域包括支援センターは、電話・訪問等により安否確認を行います。

(4) 電話訪問

コールセンターより週1回、安否確認のためお電話します。

- 事前に不在のご連絡が無く、お約束の日に電話が繋がらない場合、時間を変えるなどして再度電話をかけます。再度の電話にも応答がない場合は、お申込み時にご記入いただいた緊急連絡先にご連絡し、安否確認をします。
- 緊急連絡先でも安否確認ができない場合は、練馬区に報告され、地域包括支援センターが電話・訪問等で安否確認を行います。

(5) 見守り配食

区に登録した見守り配食登録事業者が食事を配達します。事故発生のおそれがあるとと思われる場合は、あらかじめ利用者が指定した緊急連絡先に連絡します。